



新成人の皆さんへ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

◆国民年金のポイント

▼将来の大きな支えになります
国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもつて運営するため、安定していきすし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

▼老後のためだけのものではありません
国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死

亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(子のある配偶者や子)が受け取れます。

◆「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

▼学生納付特例制度
学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(就業年限1年以上ある課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

▼若年者納付猶予制度

学生でない30歳未満の方で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

国民年金のご相談・手続きについてはお問い合わせください。

■問い合わせ

南国年金事務所
☎088-864-1111
市役所市民保険課

国民年金の納付のご案内

日本年金機構では、国民年金保険料の納付のご案内は民間委託により実施しています。高知県では、業務を委託する左記の事業者から、電話・戸別訪問等でご案内しています。

■委託事業者

「株式会社バックスグループ」
・ご案内の際には、委託事業者名および氏名を名乗ったうえで、本人確認をします。

・委託事業者の訪問員がご自宅を訪問する際は、必ず日本年金機構が発行した身分証明書と提示します。

・納付書を所持している場合に限り保険料をお預かりしますが、その場合は「納付書・領収(納付受託)証書」をお渡しします。

▼委託事業者は、次のようなことは行いませんので、不審な点があれば、お近くの年金事務所へご相談ください。

- ・金融機関やコンビニエンスストアで、ATM操作をお願いすることはありません。
- ・年金手帳や年金証書等をお預かりすることはありません。

委託業者についての詳細はホームページをご覧ください。

日本年金機構ホームページ

http://www.nenkin.go.jp

■問い合わせ

南国年金事務所
☎088-864-1111
市役所市民保険課



無料法律相談会

高知県司法書士会では、2月を「相続登記はお済みですか月間」と定め、無料法律相談会を実施します。予約不要。相続登記をはじめとして、遺言・遺産分割協議など相続に関する相談に応じ、適切なアドバイスを行います。

■日時
2月5日(金)10時~15時

■場所

《高知市》高知県立県民文化ホール3階 第3多目的室
《南国市》南国市役所4階 大会議室
《安芸市》安芸市総合社会福祉センター1階 相談室・2階 小会議室

■問い合わせ
高知県司法書士会
☎088-825-3143

冬の節電・省エネルギー対策について

今冬、四国電力管内では、厳冬となることを想定した上で、瞬間的な需要変動に対応するために必要とされる予備率3%以上を確保できる見通しですが、大規模な発電所のトラブルが発生した場合、安定供給ができない可能性が懸念されます。そこで、政府は平成27年12月1日から平成28年3月31日までの平日(12月29日~31日を除く)9:00~21:00までの間、節電へのご協力をお願いしています。

※数値目標は設定していません。節電をお願いする時期・時間帯において、無理のない範囲での節電をお願いします



◆家庭での節電メニュー(例)

空調

- ・重ね着などをして、室温20℃を心がける(設定温度を2℃下げた場合) → 節電効果7%
- ・窓には厚手のカーテンを掛ける → 節電効果1%

照明

- ・不要な照明をできるだけ消す → 節電効果4%
- ・照明器具を購入するときは、省エネ型の電球型蛍光灯やLED電球等を選択する

電力消費機器

- ・冷蔵庫は設定温度を「弱」に変え、扉を開ける時間を減らし、食品を詰め込み過ぎない → 節電効果1%
- ・テレビを省エネモードに設定し、画面の輝度を下げ、不要なときは消す → 節電効果2%

■問い合わせ ■ 四国経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 ☎087-811-8535



その他

家畜や家さんの飼育状況定期報告をお願いします

近年、国内外で高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫が相次いで発生しました。

このため、家畜や家さんの飼育状況をより正確に把握して防疫に役立てるため、家畜や家さんを飼育している方々は家畜伝染病予防法に基づき、飼育頭数や衛生管理状況を、家畜保健衛生所に定期的に報告することが義務付けられています。

牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ぼろぼろ鳥、七面鳥を飼育している方は、毎年1回、2月1日時点の飼育状況を所定の報告用紙に記入し、4月15日までに家畜保健衛生所に提出してください。※報告用紙は家畜保健衛生所または県畜産振興課にあります

■問い合わせ

中央家畜保健衛生所香長支所
☎52-3069
県畜産振興課
☎088-821-4553

鳥インフルエンザの発生を防ぎましょう!

家さんを飼育している皆さん、鳥インフルエンザの発生予防には、次のような対策をとりましょう。

- ①飼育施設を清潔に保ち、その周囲には消石灰を散布しましょう。
 - ②飼育施設には、野鳥や野生動物が侵入しないように金網やネット(2cm角目以下が目安)をかけましょう。
 - ③飼育施設に入るときは、専用の服や、履き物を身に着けましょう。
 - ④飼育場所の出入り口に、踏み込み消毒槽やアルコールスプレー等を備えて、足もとや手指の消毒をしっかりと行いましょう(市販のもので十分効果があります)。
- 飼育している家さんが連続して死亡するなどの異常が見られた場合は、すぐに家畜保健衛生所か獣医師にご連絡ください。

■問い合わせ

中央家畜保健衛生所香長支所
☎52-3069
■夜間・休日の問い合わせ
高知県庁(代表)
☎088-823-1111



香南警察署

1月10日は「110の日」です

110番は、事件・事故に遭った、あるいは見た、知った皆さんから緊急に警察へ通報する「緊急電話」です。

◆110番のかけ方:何が(何が)あったか、いつ(発生時間)、どこで(市町村名・目標物等)、ケガは(ケガの状態、救急車の手配等)、犯人は(何人・人相性別・服装・特徴等)、何で(どこ)らに逃げた(逃げた手段・方向)、あなたのこと(住所・名前・電話番号・関係等)を、落ち着いてゆくり話してください。

110番は、皆さんの生命、身体、財産を守る電話です。緊急の事件・事故に関する情報は、ためらわず積極的に通報してください。

携帯電話から110番する時には、運転中は必ず車両を停止し、歩行中は立ち止まって通報してください。また、「いたずら電話」は重要な緊急電話の障害となるのでやめてください。(香南警察署内・香南地区地域安全協議会地域安全アドバイザー:長田麻紀 ☎55-0110)

県内の事故死傷者数36人うち高齢者26人

高齢者の交通事故防止!!

交通事故には、十分気をつけているという人がほとんどです。しかし、高齢者が犠牲になる交通事故が後を絶たず、全死者に占める割合も約6割と、依然として高い比率になっています。交通事故は「いつ・どこで」起きるか分からず、他人事ではありません。事故で被害を受けても・与えても「いやな思い」をします。通り慣れた道ほど油断大敵です。

歩行者・自転車の皆さんへ 道路の横断時は、必ず自分でしっかりと左右の安全を確かめて渡りましょう。また、日暮れが早い季節です。薄暮時や夜間外出時には、反射材を積極的に活用しましょう。

運転者の皆さんへ 全席シートベルトを着用し、通り慣れた道路ほどしっかりと安全を確かめ、事故を防ぐ運転を心掛けましょう。

■香南警察署/高齢者アドバイザー 岡崎由美 ☎55-0110